第１号様式

給水装置修繕施行事業者登録申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

申請者 指定番号

氏名又は名称

　　　　　（本件に関する連絡先） 担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス又は電話番号

給水装置修繕施行事業者に係る情報の提供に関する要綱第４条の責務を果たすことを誓約し、同要綱第５条の規定により、次のとおり届け出ます。

（修繕施行事業者の責務）

第４条　修繕施行事業者は、次の掲げる責務を有する。

（１）修繕工事の施行に当たり、水道法（昭和３２年法律第１７７号）、川崎市水道条例（昭和３３年条例第１８号）、川崎市水道条例施行規程（平成２２年水道局規程第１号）、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成１０年水道局規程第３号）その他の関係法令等を遵守すること。

（２）公益社団法人日本水道協会神奈川県支部が行う指定給水装置工事事業者向けの講習会に毎回参加すること。

（３）お客さまからの修繕工事の依頼に対し、迅速、丁寧かつ誠実に対応すること。

（４）お客さまから市負担範囲に該当する給水装置の修繕の工事の依頼があった場合は、上下水道局お客さまセンターを案内すること。

（５）修繕工事を施行できる区域並びに依頼の受付を行う時間及び受付を休業する日を明確にすること。

（６）公正な取引を確保するため、修繕工事の依頼の受付から完成後までの各段階において、次の事項の説明等を誠実に行い、お客さまの了承を得ること。

ア　依頼の受付時　出張及び見積り作成の費用並びに夜間及び休日における割増の費用の説明

イ　着手前　修繕工事に要する費用の書面による提示

ウ　施工中　修繕工事に要する費用に変更が生じた場合、その費用の説明

エ　完成後　施工の内容、修繕工事で使用した材料、費用及び内訳の書面による提示

（７）お客さまから苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

お客さまへ提供する情報を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 電話番号  （受付用） |  |
| 修繕工事が  可能な区域 | 川崎区　　幸区　　中原区　　高津区　　宮前区　　多摩区　　麻生区  ※修繕工事可能区域に〇をつけてください。 |
| 受付休業日 | 月　火　水　木　金　土　日　祝日　　年末年始　　夏季　　年中無休  ※**休業日**に〇をつけてください。 |
| 受付時間 | 午前　　　　　　　　　　　　　　　午前  午後　　　　　時　　　　分　　～　午後　　　　　時　　　　分 |
| 工事中破損 | 対応可能　　　対応不可  ※どちらかに〇をつけてください。 |
| 宅地内埋設部修繕 | 対応可能　　　対応不可  ※どちらかに〇をつけてください。 |
| 建物内修繕 | 対応可能　　　対応不可  ※どちらかに〇をつけてください。 |

※上記情報に変更があった場合は、「給水装置修繕施行事業者変更・取消届（第３号様式）」を提出してください。